

平成30年度 第2回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

日 時：平成30年8月21日（月）午後2時～3時30分

場 所：市役所4階 401会議室

出席者：

中島芳昭、松本城洲夫、辰巳真司、伊東寛光、浮穴正博、木下佳信、西野哉行、道籬洋子、
山口純弘、大山口公治、渡邊ヒロミ、田畑耕作、鶴岡弘美、金和子
(欠席委員) 田村賢一

(事務局)

嘉田（市民人権部部長）、山本（人権政策課長）、笹野（人権政策課課長代理兼人権政策係長）、
古門（人権政策係）
オブザーバー 平岡直子（株式会社オフィス・オルタナティブ）

(傍聴者) なし

会議次第：

「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について

議事案件

1. 「富田林市人権行政推進基本計画」～現在の基本計画の総括について
2. 「人権に関する職員意識調査」の結果について
3. 「第2次富田林市人権行政推進基本計画」素案について

◎開会

事務局：ただ今より、平成30年度 第2回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。委員のみなさまには、前回に引き続きまして、大変お忙しいところ、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、田村委員につきましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。また、前回より、「富田林市町総代会」から西野委員が新たに委員となられておりますが、本日は後ほど来られるということでご連絡をいただいております。

前回市長から諮問をいただき、今回は次期基本計画の答申という形でということで、今回はその第2回目ということで、ご討議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。進行は、中島会長どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議事

中島会長：みなさん、こんにちは。お忙しい中をご出席いただき誠にありがとうございます。前回の審議会では、現基本計画に関わる事業の報告と総括（案）について審議をいたしました。

本日は第2回目の審議会ということで、次期基本計画の（素案）を事務局で作成していただきましたので、それについて審議を行います。限られた時間ではございますが、委員のみなさまからご忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委員のみなさまには、事前に資料を配布させていただきましたが、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。

では、早速、審議に入りたいと思いますが、その前に事務局の方から2点報告がございますので、まずはそのご説明をお願いいたします。

事務局： それでは審議に入る前に、2点事務局からご報告をさせていただきます。

1つ目は「富田林市人権行政推進基本計画」～現在の基本計画の総括について

2つ目は「人権に関する職員意識調査」の結果について。

まず資料1、「富田林市人権行政推進基本計画」の総括という資料になります。

前回の審議会では、現基本計画の総括（案）についていろいろご意見をいただきましたが、それらの内容を反映して今回修正を加えましたので、その点についてご説明させていただきます。

主な修正点としては、7ページからの個別課題が中心で、下線部分が前回からの修正箇所になります。

まず、全体を通じてですが、各課が取組んできた事業について、「主に達成できた」という表現で記載しておりましたが、これを修正し、「事業に取り組んできました」という表現に変更させていただきました。それと同時に市の具体的事業も掲載しております。

それぞれの個別課題では、7ページの同和問題で、「登録型本人通知制度」の導入と、インターネット上で「部落の地名や関係者のプライバシーが侵害されている」という状況を追加しました。

8ページの「子どもをめぐる取組み」では、「子どもの生活に関する実態調査」から見られる課題と子ども食堂への補助金の創設、そして貧困問題に対する今後の施策のあり方について追加で記載しました。

9ページの女性については、上から5行目ですが、前後の文章から「男女平等」という文言を追加しました。また、これまでの取組みとして男女の条例の制定やDV件数の増加についても言及しました。

10ページの障がい者については、市の取組みに加えて、障がい者に対する虐待について記載し、「障害者差別解消法」の文言を少し修正しました。

11ページの高齢者については、認知症に対する市の取組みと、今後の課題として、介護を担う家族のケアについて追加しました。

12ページの外国人市民については、市の取組みと、今後の課題として多言語情報の提供などを追加しました。

13 ページのインターネットについては、市の取組みとインターネットや携帯電話を利用したいじめ等について追加しました。

14 ページの性同一性障がいについても、市の取組みを追加しております。

以上が前回からの修正点になります。前回から大幅に変更するものではありませんので、これで現基本計画の総括とさせていただきたいと思っております。

次に、資料2「人権に関する職員意識調査」の結果について、前回の審議会で「市民意識調査」の結果報告をさせていただきましたが、これと同じ意識調査を職員にも実施しましたので、これについて報告させていただきます。

職員に対する意識調査については、この審議会におきまして、人権行政を推進するには職員の人権に対する認識が重要であることから、職員に対しても同じような意識調査を実施してはどうかというご意見をいただいておりますので、今回、市民意識調査に合わせて、職員にも実施した次第です。

今回の報告書では市民意識と比較した形にはなっていませんが、市民意識と比較しながら報告をさせていただきたいと思います。

2 ページ。調査の概要ですが、昨年9月に実施し、非常勤、臨時職員を除く「一般職員」を対象に調査票を配布しました。配布数は923通で、回答数は687通、回収率は74.4%でした。

6 ページ、問1『個別・具体の事象に対する考え』についてそれぞれの項目を見ると、「(13)インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む」については、人権上『問題がある』と思っている割合が最も高くなっています。市民の結果と比較すると、傾向としては、「(3)高齢者の外出を制限する」、「(6)外国人との近所付合いを避ける」、「(10)ホームレスを避ける」、「(12)人前でのパワハラ」、「(15)ニートへの自己責任論」については、『問題がない』と考えている割合が市民よりも高くなっており、これについては課題があるように思われます。

8 ページ、問2『差別に関する基本的な考え』ですが、市民意識と比較すると、「(7)差別を受けてきた人に対して、行政の支援が必要だ」については、『そう思わない』という割合が高く、逆に「(5)差別をなくすために、行政は努力する必要がある」では、『そう思う』が高くなっております。つまり、「行政として差別をなくす努力をする必要がある」と思っている割合は高いのですが、「差別を受けてきた人に対する支援の必要性」については市民よりも感じていないように思われます。しかし、差別の原因を差別されている当事者に求める割合は低くなっており、「差別」を解決するという態度においては意識が高いものと思われます。

10 ページ、問3『人権問題の認知度』では「子どもの人権問題」が82.5%、「セクハラ・パワハラ」が81.8%、「女性の人権問題」が80.2%と続いています。ほとんどの項目で市民よりも認知度が高くなっており、特に、「性的マイノリティ」「ヘイトスピーチ」「同和問題」「外国人」に関しては、市民よりも認知度が高くなっております。ただ、「子ども」「高齢者」「こころの病」「犯罪被害者」「ホームレス」の人権問題については市民よりも認知度が低い結果となっております。

問3-1『急いで対応すべき人権課題』については、「子どもの人権問題」が71.2%で

最も高く、次いで「高齢者」が31.1%、「インターネット」が29.3%と続いており、これに関しては市民と同じ傾向となっております。

12 ページ、問5『市の人権施策の認知度』については、当然というべきか、すべての施策について市民よりも認知度は高くなっており、ただ、「本人通知制度」を知らない職員が45.9%と高い割合となっております。

14 ページ、問5-1『市の施策を今後、どうしていくべきか』ということに関しては、「本人通知制度」を除く全ての項目で「縮小すべき」という割合が高くなっています。

17 ページ、問7『住宅を選ぶ際に考慮する立地条件』ですが、物理的な立地条件以外では、「地域のイメージ」が44.3%で最も高く、次いで「教育水準」が22.4%、「近隣に低所得者が多いといわれていないか」が6.8%と続いています。同和地区に対する忌避意識は市民よりも低いですが、現実には、同和地区や外国人、低所得者がいる地域を避けるという職員もおりますので、この点に関しては課題があると思われます。

18 ページ、問8『就職などの採用面接時で、人権上問題があると思う質問』について、これらの項目はいずれも就職差別につながるおそれのある項目ですが、すべての項目において職員の方がポイントが高くなっており、就職差別に関する認識は高いと言えます。

21 ページ、問11『人権侵害への接触状況』については、人権侵害の経験が「ある」というのは49.2%で、市民よりも人権侵害を経験する割合は高くなっています。これは、23 ページの問11-3で、「職場」で見聞きする割合が高いということから、おそらく業務に関連したことではないかと思われます。また、問11-1『人権侵害の内容』については、最も高かったのは「セクハラ・パワハラ」、次いで「こども」に関する事、「障がい者」に関する事と続いております。

24 ページ、問11-4『人権侵害が自分自身に関するもの』であったというのは、13.6%で、市民よりも低い割合となっております。また、その下の問11-5a それに対して、『どう対処したか』ということでは、「我慢した」が45.7%、「相談した」が28.3%、「抗議、反論した」が19.6%と続いています。これを市民と比較すると、「相談した」「抗議・反論した」という割合が高くなっていますが、次の25 ページを見ると、最終的に「解決しなかった」というのが8割で、市民よりも高い割合となっております。

25 ページ、自分自身以外の『人権侵害にどう対応したか?』ということについては「何もしなかった」というのが53.4%で、市民よりも高い割合となっております。

26 ページ、このような人権侵害について、『今後どうすべきか』ということでは、「相談窓口の拡充」、「学校教育・社会教育の充実」が最も高く、次いで「行政が啓発に努める」が34.5%と続いています。市民と比較すると、「行政が啓発に努める」という割合が高いですが、その一方で、「当事者自身が解決すべき」と考えている割合も高くなっております。

27 ページ、問12『人権から連想する言葉』としては、1位の「平等」は同じですが、2番目に44.1%で「差別」が挙がっており、「人権」＝「差別」と捉える割合が高いと言えます。

28 ページ、問13『人権に対する意識』で、「人権を大切なことだと認識している」が54.6%で最も高く、次いで「あまり意識したことがない」が31.7%、「きれいごとや建前

の話でしかない」が7.9%と続いております。これを市民と比較すると、人権を日ごろから大切なものだとして認識している割合は高いですが、その一方で、「きれいごとや建前でしかない」と思っている割合も高くなっております。

29 ページ、問 14『憲法で保障される権利の認知度』については、「教育を受ける権利」が81.4%と最も高く、次いで「職業選択の自由」が77.7%、「信教の自由」が77.1%と続いています。一方、「言葉も意味も知らない」では、「幸福追求権」が13.5%で最も高く、次いで「奴隷的拘束からの自由」が13.2%、「財産の保障」が7.0%と続いています。市民意識調査と比較すると、それぞれの権利を「知っている」という割合は高いのですが、「その意味まで知っている」という点においては、市民意識調査よりも低い項目もありました。

以上が職員の意識調査の結果になります。

その結果、総じて感じるのは、公務員という仕事柄さまざまな人権問題や権利について知る機会が多いので、その結果、認知度が高くなっているのではないかということです。ただ、人権課題に遭遇した際に、それを指摘するなどして解決に向けて積極的に関わろうとする姿勢があまり見られず、最終的に解決できていなかったり、「人権」＝「差別」と受け取ってしまうような原因が何か業務上で生じている可能性がありますので、その点に関して、「人権」に対する認識を培うような研修を実施するなど、今後の職員研修のあり方についても検討していかなければならないと思っております。

以上です。

中島会長：ただ今の説明について、何かご意見はございませんでしょうか。

伊藤委員：資料2の2ページ。回収率が74.4%というのはかなり低いと感じています。4人に1人がアンケートを出さなかった。所属別の傾向としてはどうですか。行政サイドはもっと積極的に協力していただくようお願いするという活動が必要ではないかと思えます。その辺りを教えて下さい。

中島会長：今のご質問は回収率に関することですが、他にございませんか。併せてお願いします。

金委員：このアンケート結果は、既に職員の方に周知されているのですか。市民と比較して、そのうえで職員はどうされているのかと思えます。

中島会長：伊東委員からの質問に金委員からの質問を追加して、回答をお願いします。

事務局：まず、回収率の件ですが、市民の回収率は31.8%ですから、職員の回収率はある程度高いと思えます。人権推進基本計画の総括にもありましたように、「自治体行政＝人権行政が浸透していない」というのがあり、74.4%というのは思っていたよりは高かったと思えます。所属別の集計は出しておりません。今回の回収にあたっては、直接課を通じて調査票を渡しました。調査結果については、人事課には伝えていきます。また、先日庁

内の人権行政推進会議の事務局会議の場でも報告しております。

伊藤委員：課別の回収率は、把握できるのであればしておいたほうがよいと思います。職場内でのパワハラ・セクハラの傾向がその辺りに表れていることもあります。それから、74.4%が市民に比べると高いということですが、一般職員対象でこの回収率は問題です。こういう状態で全庁的に自治体行政＝人権行政を進めていくには問題があると思います。

中島会長：今の伊藤委員のご意見は「ご提案」ということで、担当も含めて全庁的に検討していただきたいと思います。

職員の意識調査については、市民意識調査と比較して、少し課題があるように思われます。これに関しては、次期基本計画の中で改善に向けた取組みを反映させていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の素案についてご説明させていただきます。

次期計画については、基本的には「現計画のスタンスを継承していく形で」と考えております。

素案の目次をご覧ください。まず、前回の審議会にてご説明をさせていただいた章立てで展開しました。現計画では第6章まででしたが、次期計画は第8章までと細かく章立てしております。

現計画の1章と2章部分を膨らまし、次期計画の第1章～第4章に記載しています。

次期計画の第3章では、現計画の策定から10年が経過することから、これまでの本市の取組みや現計画の総括、市民意識調査の結果を記載しております。

第4章では、基本計画の根幹となる方針について体系などを用いながら記載しております。

『第5章 人権行政の推進』、『第6章 人権教育・啓発の推進』については、現計画では第3章と第5章、6章と3つに分かれて記載しておりましたが、次期計画ではそれらをまとめて記載しております。

なお、第7章は『各個別課題』、第8章は『計画の進行管理』とさせていただいております。

次に、次期計画の構成に関して、各章ごとに順を追って該当ページを見ながらご説明させていただきます。

まず、2ページ『第1章 計画策定にあたって』に関しては、計画策定の趣旨と期間として、現計画が今年度をもって終了となりますが、近年の人権に関するさまざまな法律の成立や各個別の人権課題における市民的権利と自由の未保障問題などが散見され、また、現計画の総括や市民意識調査からは、庁内における人権行政の浸透度や市民が権利の主体となってエンパワーすることに対する課題が見られることから、それらの課題解決の方策を考え、近年の社会情勢の変化に対応すべく、新しい人権行政推進基本計画

の必要性について記載しております。

4 ページ『第2章 人権を取り巻く情勢』では、国際的な流れと国・府の動向の2本に分けて記載しております。

国際的な流れとしては、1948年の「世界人権宣言」の採択後から「人権教育のための世界計画」までの流れを記載しております。

国の動向に関しては、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発に関する法律」及び「基本計画」、「女性活躍推進法」、平成28年度に施行された3つの法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」などについても記載しております。

大阪府では、平成10年に制定した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」から「大阪府人権施策推進基本方針」について記載し、これに基づいた取組みについても述べております。

6 ページでは、『第3章 本市における人権に関する現状と課題』として、平成9年の「富田林市人権教育のための国連10年推進本部」の設置から「富田林市人権尊重のまちづくり条例」の施行、本審議会の設置、そして平成21年に基本的人権の保障や自治体行政は人権行政であるという視点を基礎とした現計画の策定について記載しております。また、現計画における成果として、人権行政を総合的かつ横断的に取組むことを目的とするために、人権教育・啓発推進員の設置や「富田林市人権行政推進会議」の組織化を行ったことについても述べております。

7 ページから 22 ページでは市民意識調査の概要や現基本計画の総括の主な部分を記載し、本市における現状と課題について述べております。

23 ページ、『第4章 計画の策定方針と構成』は、この計画の根幹となる部分であると考えております。ここでは自治体における人権行政の重要性を推進し、次期基本計画でもこの認識を基本方針としています。

本市がこの人権行政の意義を特に強調するのは、大阪府と府内市町村で構成されている「大阪人権行政推進協議会」というのがあり、その中の「人権企画・人権啓発に係る専門会議」の「人権企画研究会」の報告書の中で、人権行政の重要性が示されておまして、その内容を取り入れております。

お手元のA3サイズの資料「人権行政の概念図」がそれを図式化したものです。

この人権行政の意義や重要性について委員のみなさんにも共通理解として持っていたことで、次期基本計画の主旨や今後の審議にも取組みやすくなるのではないかと思います。そこで、事務局からの提案ですが、この「人権企画研究会」にオブザーバーとして関わっておられました副会長の松本委員に、「自治体における人権行政の重要性」について少しお話をさせていただければと思います。よろしいでしょうか？

中島会長：審議会委員が共通認識を持つということは必要であり、次期基本計画の根幹となるものなので、よいことだと思います。松本副会長、よろしくお願ひします。

松本副会長：それでは、わたくしの方から、富田林市人権行政基本計画の基礎となっている「大

阪人権行政推進会議」に設置された「人権企画研究会」で議論を経て作成された「人権行政概念図」について、ご説明させていただきたいと思います。「人権企画研究会」は、富田林市を含めて府内 22 市町村で構成し、大阪府企画調整部人権室が事務局を担当しました。私は、オブザーバーの立場で参加し、意見を述べるとともに、論議の集約を担当しました。同研究会に参加されていた各市の人権関係部局の機構上の位置づけは、①人権施策所管が部で独立している＝17 市②人権施策所管が政策・企画部門に属している＝5 市③人権施策所管が市長公室に属している＝2 市④人権施策所管が総務部に属している＝7 市⑤人権施策所管がその他の部局に属している＝13 市となっており、「人権行政」や「人権施策」の行政内での位置づけが定まっていない状況が伺えます。同研究会では、府内自治体が抱える様々な問題を共に解決し、自治体行政が「人権行政」として発展し、それぞれの地域において「人権のまちづくり」を進めていくために、そして、「人権教育・人権啓発」の活動がその中心的・先導的な役割を担えることを期して、2003 年から 2005 年までの 2 年間で 13 回の会合で論議を深め、報告書をまとめました。

「人権行政概念図」は、報告書を集約する資料としてまとめられたものです。では、概念図をご覧いただきながらご説明したいと思います。図表の最上部にある「人間が生まれながらに持っている生来の前国家的権利」とは、日本では明治期に「天賦人権」と翻案された「自然的権利 (Natural rights)」のことであり、日本国憲法の土台となっているものです。憲法では①基本的人権の共有②個人の尊重③幸福追求権④法の下での平等を柱として、第 18 条の「奴隷的拘束及び苦役からの自由」から、「思想・良心の自由」、「信教の自由」、「集会・結社・表現の自由」などの自由権的市民権(自由権)を定め、第 25 条の「生存権」から「教育を受ける権利」、「勤労の権利」などの社会権的市民権(社会権)などが定められています。そして、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、人間として豊かに生きるための社会権規定から福祉行政、保険・医療行政、廃棄物・衛生行政、都市整備行政、住宅行政、環境行政、教育行政、労働行政に関わる法律の体系が作られ、行政において担当部局が権利保障の業務を担っています。日本語に翻案された英語では、例えば福祉権＝welfare right、right to welfare、教育権＝right to education、居住権＝residence right、など全て right(権利)が表記されており、これらの諸権利を確立していくことが行政の責務であることは明らかです。そして、福祉行政においては、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者基本法などに基づいて行政運営が行われています。このような観点から、自治体行政は、市民の各種の社会権を確立していく業務を担っており、「自治体行政＝人権行政」と云えるわけです。また、概念図においては、「人権行政」に続いて記載されている同和問題、女性の人権、障害者の人権などの様々な人権課題に関わる行政を「人権問題行政」と位置付けています。「人権行政」と「人権問題行政」とがクロスオーバーする部分に福祉行政をはじめ各行政における各人権課題の必要施策が特定されます。例えば、教育行政と同和行政とがクロスオーバーされた部分には、「同和対策審議会答申」で指摘された教育の機会均等を保障する権利の確立という課題が位置付き、ここから同和教育が始まりました。そして、同和地区の子どもたちに対する教育権の未保障の問題が、親の勤労権や福祉権、居住権などの課題とも結びついていることから、同和対策行政が総合的に取り組まれた経緯があり、各人権課題の解決のためには、同様に総合的・庁内横断的な取り

組みが必要となります。

「人権行政概念図」は「自治体行政＝人権行政」であることを明確にするため、作成されたものであり、「富田林人権行政推進基本計画」はこの観点に立って立案されています。以上で、「人権行政概念図」の説明を終わらせていただきます。

事務局： 今お話いただいたことは、人権行政と人権問題行政をクロスオーバーすることが「自治体行政が人権行政」と言われる所以であり、このことを次期基本計画でも根幹として引き継いでいきたいと思っております。これに基づいて「3つの視点」で取り組んでいきたいと思っております。

「人権行政推進のための3つの視点」は24ページに記載しております。

1つ目は、自治体行政は市民的権利と市民的自由を確立・保障するための社会的しくみの1つであり、人権部局だけでなく、すべての部局においてその権利と自由を確立・保障するための行政運営を行っているという共通認識を持つこと、すなわち『自治体行政は人権行政』であるという認識を持つことです。

2つ目は『自治体職員は行政運営を通じて市民の権利保障を行うこと』であり、『自治体行政は人権行政』であるという認識を理解した職員であることではじめて人権行政を具現化できるのであり、職員における人権認識を培っていかなければなりません。

最後に人権教育・啓発において、市民一人ひとりが市民的権利と自由を自覚し、行政側からの一方的な教育・啓発ではなく、市民が主体性を持ち、自主的な取り組みを行うとする「市民主体の市民参画による啓発活動の創造」です。

この3つの視点を柱に次期計画の方針として体系図なども表記しながら第4章にて記載していきたいと考えております。

次に26ページの『第5章 人権行政の推進』における「人権行政の基本的なあり方」として、まず人権尊重の理念を理解することが重要であり、世界人権宣言や日本国憲法に謳われている、人権に対する共通認識を持ってもらうための理念を記載しております。

「(2) 人権行政の取組み方針」では、市民的権利と市民的自由を確立・保障するために、さまざまな人権課題の解決に向けた全庁的・総合的な取組みが重要であり、そのためにも、職員全員が人権の概念と人権行政であるという認識を理解しながら、施策に取り組む必要性を述べています。また、市民がエンパワーできる取組みも重要であると言えます。

28ページ、「2 総合的かつ効果的な推進体制など(1) 実施主体の強化 ① 推進体制の整備・強化」については、庁内の横断的組織を活性化させるとともに、人権教育・啓発推進員の機能強化などを図っていくことについて述べています。また、相談窓口の拡充など人権相談体制の強化と充実についても記載しました。

「② 住民自治に基づく新たな連携の構築」では、「住民自治」という観点から市民が地域のまちづくりに積極的に関わることの重要性を述べています。また、専門的な知識と経験、その特性を生かすことのできる民間団体やNPO法人などとの連携の重要性について述べるとともに、企業の社会的な責任や社会貢献の重要性についても記載しております。

29 ページ、「(2) 行政に従事する者に対する研修など」については、すべての職員が行政運営は市民の人権確立・保障に寄与しているという共通認識を持つためにも日々の業務に即した各職場における人権研修の必要性や「人権教育・啓発推進員」に対する研修の充実や機能強化の重要性を述べています。また、教職員につきましても学校は基礎的な人権学習の場であるという認識のもと、指導方法やスキルの習得を中心とした研修の必要性についても記載しております。

30 ページ、『第6章 人権教育・啓発の推進』に関しては、「1 人権教育・啓発の意義・目的」として、国及び自治体が行う人権教育・啓発によって、国民が市民的権利と市民的自由についての認識を深め、権利の主体となることの重要性について述べています。「2 人権教育・啓発の現状と課題」では、基本的人権についての正しい認識や権利の主体としての自覚が人々の中に十分定着していないという現状を踏まえ、自分自身が権利の主体であるという権利教育の重要性を指摘するとともに、地域に密着したきめ細かいまちづくりを展開していくうえで、さまざまな企業や団体などとの連携の必要性を述べております。

31 ページ、「3 人権教育・啓発の展開と取組み方法」は、行政側の一方的なものではなく、市民一人ひとりが自主的に人権教育・啓発活動を行うことの重要性や市民団体や公益法人などが行う自主的な活動に対して、行政としてのさまざまな支援の必要性について述べております。また、取組みの方法については、学習者同士の交流機会の提供やワークショップなど多角的な手法の必要性について記載しています。

32 ページからの『第7章 さまざまな人権課題の現状と課題、今後の方向性』に関しては、庁内の各課題における主となる課と事前に調整しております。また、一部団体様とも事前に各課題における現状などに関して、ヒアリングをさせていただきました。

人権課題の大きな項目について、現計画との比較では、現計画策定時である10年前と比べると、性的マイノリティに対する課題や認識が高まっておりますので、今回は別途、44 ページにて大きな項目として記載していきたいと考えております。また、46 ページ以降の「9 その他の人権課題」としては、近年、ホームレスの問題や東日本大震災に起因する人権侵害なども課題としてあげられており、そちらについても記述したいと考えております。

それでは各課題の記載内容について、順にご説明をさせていただきます。

32 ページの「同和問題」では、「同和対策事業特別措置法」などの特措法による効果と課題や「えせ同和行為」をはじめ、戸籍等の不正取得による身元調査、インターネットにおける個人情報の公開などの実態、また「部落差別解消推進法」とその意義についても記載をしております。

本市におきましては、人権施策を推進する協力機関として「富田林市人権協議会」への活動支援や登録型本人通知制度の導入などに取り組んできましたが、市民意識調査では同和地区に対する忌避意識が見られること、また、若年層の認知度の低さが見られます。今後の方向性としては、「部落差別解消推進法」の周知をはじめ、学校教育・社会教育における学習の推進や地域内外での取組み、相談体制の整備などに努めるとしてまいります。

33 ページ、「子ども」の人権は、近年、児童虐待の相談対応件数の増加をはじめ、SNS やインターネット上でのいじめ問題、社会経済情勢や雇用環境の悪化による子どもの貧困問題、病気や障がいを持つ家族の介護を担うヤングケア問題などがあります。

本市におきましては、子どものいじめや虐待防止に向けた取組みなど、さまざまな施策に取り組んできましたが、子どもの生活に関する実態調査では、家庭の経済状況が子どもの食事や学習環境に格差をもたらしていることが明らかになりました。

今後の方向性としては、子どものいじめや虐待には、専門機関などと連携をはかるとともに、生まれ育った環境に影響されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように支援しながら、子どもの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進することとしています。

35 ページ、「女性」の人権は、現代社会ではいまだにジェンダー意識が存在しており、また、配偶者間の暴力（DV）やセクハラなどの女性に対する暴力問題、最近ではJK ビジネス・AV 出演強要など若い女性の性暴力被害が深刻化しています。本市では「男女共同参画社会の形成」の実現を目指した富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）を策定し、これに基づいたさまざまな啓発事業や相談事業を実施してきましたが、DV に関する相談などは依然として後を絶たない状況であります。今後の方向性として、第3次富田林市男女共同参画計画に基づき、啓発活動を通してワーク・ライフ・バランスの実現や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、あらゆる機会における女性の参画推進や主体的意識の向上などに努めることを述べています。

37 ページ、「障がい者」の人権は、平成 28 年に差別行為の禁止と合理的配慮の提供を求める「障害者差別解消法」が施行されましたが、社会では、乳幼児健診における療養の対応や障がいの特性に応じた支援の不足、バリアフリー化問題、また雇用面でも、職場の理解不足などがみられています。

本市では、障がい者への理解と雇用促進などさまざまな施策に取り組んできましたが、市民意識調査では障がい者に対する不平等、不公平な扱いの見聞きがあるという結果が見られます。今後の方向性としては、障がい者の権利保障と社会参画に向けて、雇用の理解促進やバリアフリーの推進など、地域での共生社会の実現をめざしていくことを述べています。

39 ページ、「高齢者」の人権は、近年の高齢化率の上昇に伴い、認知症などの要介護高齢者も増加し、介護者による身体的・心理的虐待や高齢者を狙う詐欺事件などが起こっています。本市では、市内 3 箇所に地域包括支援センターを設置し、「認知症対策計画」や「虐待防止マニュアル」の作成を行うなど、高齢者が地域で活躍し、安心して暮らせる社会づくりに向けた取組みについて記載をしております。

今後の方向性としては、高齢者は支援されるだけの存在ではなく、その経験や知識を發揮し、地域社会の支援側となってもらうことが求められており、排除されない、自分らしく力を發揮できる社会の実現について述べております。

41 ページ、「外国人市民」の人権は、我が国における在留外国人が増加する一方で、外国人であることを理由に侮辱されたり、入店・入居を拒否されたりするなどの人権侵害事案も起きています。また、特定の民族や国籍の人々を排除しようとする不当な差別的

言動が社会問題化したことから、平成 28 年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この 10 年で本市に暮らす外国人市民は大きく変化しており、地域で暮らす外国人市民に対しての情報提供や行政サービスが行き届いているとは言えない状況であります。また、災害時における情報入手や避難誘導方法など、多文化共生のまちづくりを目指すための取組み課題についても記載しております。今後の方向性として、生活習慣や文化の違いを認め合い、多言語による情報共有や生活支援、多文化共生意識の啓発など外国人市民が地域社会の一人として、安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を述べております。

43 ページ、「インターネット」による人権問題は、近年、SNS 特有の匿名性を利用したいじめや誹謗中傷の書き込みの実態やスマートフォンの普及により子どもが巻き込まれるトラブルなどが起きており、インターネットの安全適切な利用について学ぶ必要性を記載しています。今後は、利用方法や発信する情報に対する責任の自覚や人権侵害発生時には、関係機関との連携や対応、相談等に取り組むことについて記載しております。

44 ページ、「性的マイノリティ」に関する人権問題については、「性」について多様性とさまざまなあり方を十分に理解されず、異性愛が当然であるという意識が大多数を占めている中、性的マイノリティに対する差別や偏見、無意識に排除するといったことが起こっています。このような中、同性カップルをパートナーとして認める取組みも各地で広まりを見せています。本市では、職員や市民に対して、啓発を実施しているとともに、人権教育・啓発推進センターにて専用相談窓口「にじいろホットライン」を開設しています。今後の方向性としましては、児童・生徒へのきめ細かい対応とともに周囲の理解の促進、差別や偏見の解消に努め、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きる社会づくりの重要性について述べております。

46 ページから 50 ページについては、「その他の人権課題」として、HIV 感染者やハンセン病回復者に関する人権問題のほか、現計画策定時にはなかった「東日本大震災に起因する人権問題」などを記載しております。特に 47 ページの「ハンセン病回復者」については、遺伝病ではなく、非常に感染力の弱い感染症であり、治療薬によって完治する病気でありながら、現在も社会に根強い差別や偏見があり、療養所での生活を余儀なくされているなど極めて重大な人権問題であると言えます。

今後の方向性としては、根強い偏見、差別意識の解消に向けて、正しい知識と理解の普及を行うとともに、回復者が安心して暮らすことができる施策の取組みについて記載しています。

51 ページ、第 8 章では、『計画の進行管理』として、次期計画においても事業や施策を人権の視点から評価し、また人権行政に対する認識状況も把握したいと考えております。人権に関する評価につきましては、指標等を設定し、進捗状況を把握することにより、課題を抽出し、その解決に向けた今後の施策の方向性を示すとともに、全庁における人権行政の認識の浸透をはかっていきたいと考えております。

以上で、第 2 次富田林市人権行政推進基本計画の策定に関する説明とさせていただきます。

中島会長：ありがとうございます。ただ今、第2次富田林市人権行政推進基本計画の素案について、章ごとに詳しい説明をしていただきました。

前回の審議会では、「現基本計画の基本的な柱や方向性を踏襲していく」ということで、委員の皆様からご了解をいただいておりますので、次期基本計画でもその趣旨は大きくは変わらないということだと思います。途中で松本副会長から人権行政の重要性についてお話がありましたが、行政のどのような部署であってもそれが基本的な姿勢になりますので、この点を前提にしながら素案をご検討いただきたいと思います。

それ以外の部分で、次期基本計画で新たに記載する項目としては、意識調査の結果や現計画の総括から明らかになった課題を解決していくための方策と、現在の人権を取り巻く社会状況、新たな人権課題の3点があげられるかと思えます項目が多いので、6か所に分けてご意見をいただきたいと思います。

1つ目は第1章と第2章。2つ目は第3章。3つ目は第4章。4つ目は、第4章と第5章。5つ目は第7章。そして6つ目は第8章に分けて進めさせていただきます。まず、2ページの第1章『計画策定にあたって』から4ページの第2章『人権を取り巻く情勢』の部分についてはいかがでしょうか。

ここでは、「策定の背景と趣旨」「人権に関する国際的な流れ」「国・府の動向」などがありますが、内容についていかがでしょうか。

伊藤委員： 第2章「1国際的な流れ」の部分で質問したいのですが、SDGsについて触れていないのは何か理由がありますか。

事務局： 庁内の会議でもご指摘があり、この点については抜けていますので、流れの中で入れていきたいと思えます。

中島会長：まず、伊東委員のご質問内のSDGsについて、委員全体で共有できるようにご説明をお願いします。

伊藤委員： SDGsというのは、2015年9月に国連サミットで採択されたもので、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標があります。169のターゲットからなるもので、特に人権に関するものは、直接的には5番の「ジェンダー平等を実現しよう」という項目だとか、10番には「人や国の不平等をなくそう」という項目があります。間接的には他にも1番に「貧困をなくそう」、3番に「すべての人に健康と福祉を」、4番にも人権に関係のある項目が入っているので、それは国際的な流れとして「目標を達成する」として目標値が掲げられており、国際的にかなり浸透しつつありますし、国においても「SDGs未来都市」というのを公募し、その宣伝もやっております。国としてもSDGsを達成するために取り組んでいる状況の中で、本市においても第2次計画は2028年までですが、「2030年までのSDGsと期間も重なるので入れてはどうか」という質問の主旨でした。事務局も検討するという事なので、ぜひお願いします。

中島会長：6 ページから 22 ページの第 3 章『本市における人権に関する現状と課題』についてはいかがでしょうか。

金委員：構成について、「現状と課題」の 2 番目の「市民意識調査結果」は、これが現状を表しているというのが結びつきにくい。市民意識調査の結果を見ていくと、一つ一つについての方向性はわかるのですが、それが次の「人権施策の方向性」のところには形として出ていないような気がします。調査結果だけがぼっと入っているような感じがしたので、連結できるような何かがあればわかりやすいと思いました。

中島会長：7 ページの「市民意識調査結果（概要）」ですね。

金委員：19 ページまでずっと意識調査の結果が書いてあるのですがわかりにくいので、説明か何かあるほうがわかりやすいと思いました。

中島会長：事務局から何かコメントはありますか。

事務局：ここは「意識調査結果（概要）」のままという形になりますので、これが現状であるということがわかるような工夫を考えます。

中島会長：23 ページの第 4 章『計画の策定方針と構成』についてはいかがでしょうか。

金委員：23 ページに★が 3 つと●が 3 つあります。ずっと読んでいくとこの違いについてわかるのですが、ぱっと見た時にこの違いがわからないので、ここも表示の仕方を工夫していただきたいと思います。

事務局：今回は素案の形で出しており、体裁が整っていないところもあるかと思いますが、今後、見やすい形で体裁を整えていきます。

中島会長：26 ページ、『第 5 章 人権行政の推進』と『第 6 章 人権教育・啓発の推進』についてはいかがでしょうか。

辰巳委員：人権侵害を受けた人の救済について踏み込んでないように思います。同和地区に住んでおられる方が実際に被害にあっているケースをどう救済するのかという視点が大事だと思います。

事務局：人権救済の件については 28 ページ、「(1) 実施主体の強化」で、人権相談窓口の拡充等 人権救済を含めたことを書いているのですが、具体的なものは、この計画の後に作る実施計画の中で述べていくことになると思います。また、救済の権利についてもどこかの項目の中に入れたいと思います。

中島会長：事務局でご検討ください。よろしくお願いいたします。

山口委員：31 ページの「3 人権教育・啓発の展開と取組みの方法（1）市民が主体となった人権教育・啓発活動」で、6 行目から 11 行目は一文が長く意味がわかりにくいので、「さまざまな取組みが行われています。」「重要な一翼を担っていくことが期待されます。」で区切れればいいと思います。また、「このような市民による自主的な活動においても人権教育・啓発に取り組めます。」の文について、「取り組めます」というのは、誰がなのかがわからない。主語が明確でないように感じる。

中島会長：他の項目でも主語が明確でないところが何箇所かあります。読んだ人が理解できるように事務局で再度文言を点検してください。

鶴岡委員：30 ページから 31 ページにかけて、学校教育に関わる表記が少ないように思います。子どもや生徒に対する人権教育も必要ですが、教師に対する人権教育をしっかりとやらないと現場で子どもに教えることができないので、教師に対する人権教育の充実を文章のどこかに入れておくべきだと思います。

中島会長：第 6 章の内容を再検討いただき、対象が明確になるように、或いは小さな項目立てで対応するなどの案も考えられると思います。人権教育・啓発の推進についてはもう少しご検討いただきたいと思います。

事務局： 教師に対する研修については、29 ページの「行政に従事する者に対する研修など」のところで若干触れていますが、教師は人権教育・啓発に携わる立場でもあるので検討させていただきます。

中島会長：『第 7 章 さまざまな人権課題の現状と課題、今後の方向性』（32 ページから 46 ページ）について、いかがでしょうか。

鶴岡委員：35 ページの「女性」の「現状と課題」で、世界的な動きや日本における状況を、また、固定的性別役割分担意識の影響の問題についても書かれていますが、1 つは現在ジェンダーギャップ指数が発表されており、日本は 144 か国中 114 位ということで、先進国の中では珍しく後ろから数えたほうが早いぐらいという状況であります。

その代表ともなる 1 つの例として、今年 3 月、舞鶴の相撲巡業で舞鶴市長が土俵で倒れられた時に、土俵に上がった女性に「すぐに土俵から下りてください」という発言があったという問題があり、日本相撲協会に対していろいろな抗議が上がりました。

いわゆる日本の国事や伝統行事の中に、伝統や文化を口実にして女性を排除するような場面がいっぱい出てきます。そういう伝統文化を前面に出して女性の排除を正当化するような動きが日本の中に強く存在しているということを踏まえて、伝統文化に対する

検証、考え直しの視点を持ちながら、女性差別をなくしていくために、人権文化をどう作っていくかを考えていく必要があると思います。そのような現状があるということをもう少し「現状と課題」の中に文章表記していただき、「今後の方向性」のところに、「日本における慣習や伝統文化に対する見直しや議論を深めていくことも必要である」と、ぜひ明記してほしいと思います。

中島会長：ただ今の鶴岡委員のご提案について、事務局でご検討いただけますでしょうか。

事務局：文章表現につきましては、今後、鶴岡委員と詰めさせていただきたいと思います。

金委員：41ページの「外国人市民」について。「外国人市民」という書き方が多いのですが、下の方に「外国人住民」とあるので、「外国人市民」に統一されたほうがよいと思います。

また、42ページの「今後の方向性」で、前回にお聞きしたのですが、2段目の「事務局機能を充実するとともに」は、主語がわからないので明確にさせていただきたいと思います。

また、基本計画の総括のところに「外国人市民の声が市政に届くなど」とあり、「外国人市民がまちづくりに参加できることが必要」と総括されているのですが、今後の方向性の中では、「ひとりとして、安心して住み続けられる」ということであって、「外国人市民の声を拾い上げる」、「つなぐ」というような記述が抜けていると思うので、こちらにも入れていただきたいと思います。

中島会長：文言表記の整合性と「主語を明確に」という点についてよろしくお願いします。

辰巳委員：32ページ。当市でも、部落差別に基づく差別落書き事件等を含めて現状起こっているので、「差別事象が起こっている」というところをぜひ表記してください。

中島会長：「本市で起こった具体的な事例について、文言として入れてほしい」というご提案です。現在行っているさまざまな人権課題については、この審議会にご参加いただいている一部の団体から事前にヒアリングを実施しており、その他の団体の皆さまにつきましても、本日この後残っていただいてご意見をいただく予定をしております。また、この素案作成においては、事前に各関係課にも一度見ていただいているということです。

『第8章 計画の進行管理』についてですが、人権に関わる施策の評価は非常に難しく、どういった視点で評価するのが重要になってくると思います。現計画では、「気づきチェックシート」を実施しましたが、次期計画の進捗状況を測るものとして、どのようにしたらよいかご意見やご提案をいただければと思いますがいかがでしょうか？

伊藤委員：この第8章が一番大事だと思います。いかにして実現していくのかということを検証して次に生かすことが一番大事です。可能な限り客観的に計測、把握可能な指標を設定することと、経年比較を行うこと、達成できなかった場合には原因をしっかりと究明して

対策をたてるということを明記されたほうがいいと思います。「評価の仕方が難しい」というお話でしたが、それでもなお、可能な限り客観的な指標を立てないことには前に進んでいかないと思うのでよろしくお願いします。

中島会長：第8章は文章としては少なく、事務局も素案を作成する立場として悩んでいると思います。本日ご参加いただいている皆さま方からのいろいろなご意見、ご提案をいただきたいということで、第8章について審議をさせていただいております。もし他にも「こういうことをしてはどうか」ということがあれば、本日の会議以降に人権政策課にご意見を伝えてください。

それでは、第1章から第8章まで全般にわたってご意見があればお願いいたします。

金委員：31ページの「人権教育・啓発の展開と取組みの方法」で、行政のほうで意識改革をしていくことともう1つ、「市民が主体になる」というお話だと思いますが、3行目の最後に「行政としては、市民自身による人権教育・啓発活動の創造の場を提供することが今後の使命であると言えます」というのはその通りだと思うので、市民も活発に活動していけるように後押しをしていただけたらと思います。ただ「取組みの方向」ではそれが狭まっているような気がします。最後の5行ではその取組み方法について、もっと広げた書き方をしてほしいと思います。

中島会長：31ページの最後の5行に加えて、もっと具体的にわかりやすく記述してほしいということですね。

松本副会長：教職員への人権教育は極めて大事だと思います。人権のいろいろな固有の権利について小さい時からきちんと学ぶことはとても大事です。学校で学ぶのですが、学校での学び方が浅いと思います。できれば教職員の意識調査をやったらどうかと思います。教師の人権教育はとても大事です。人権の個別のいろいろな問題、それもリアリティのある問題に出会う時に、そこで先生がちゃんと指導できるかどうかは極めて大事だと思います。

中島会長：幼・小・中学校、保育所等を所管されている教育委員会、こども未来室と連携をとりながら、先生方への意識調査も可能であればやっていただきたい。

本日は、各項目にわたって多くのご提案をいただきました。事務局には、各委員のご意見を踏まえて再度庁内でも調整していただきますようお願いいたします。

では、本日の案件は以上でございます。事務局から何かございませんでしょうか。

事務局：たいへん貴重なご意見をいただきありがとうございました。

今回初めて素案という形でご提示したものは文言や構成等が十分でないところもありましたが、今回いただいたご意見を検討して内容を反映させていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。体裁もできるだけわかりやすいものと考えており

ます。主旨は変えずにより見やすくということで、今後検討してまいりますので、お気づきの点やご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

今後の予定ですが、3回目の審議会は10月末ごろを予定しております。進捗状況によって前後することもあります。またご案内をさせていただきますので次回もよろしくお願いいたします。

また、本日この審議会終了後に、第2回目のヒアリングを予定しておりますので、事前にご依頼をさせていただきました委員の皆さまは、終了後もこのままお残りいただければと思います。以上でございます。

中島会長：ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の審議회를終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。

1 : 45 : 28